

生食発 0324 第 1 号  
3 輸国 第 5020 号  
令和 4 年 3 月 24 日

都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長  
農林水産省各地方農政局長  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官  
( 公 印 省 略 )  
農 林 水 産 省 輸 出 ・ 国 際 局 長  
( 公 印 省 略 )

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

「輸入食品海外製造企業登録管理規定」(税関総署令第 248 号)に基づき、日本政府による中国政府への企業登録が求められている品目の登録方法について、中国政府による登録等手続方法の運用変更がなされ、国際貿易シングルウィンドウ ([www.singlewindow.cn](http://www.singlewindow.cn)) の「輸入食品海外製造企業登録管理応用」ページからの登録手続が必要となったことを受け、今般、中国向け輸出農林水産物・食品に係る施設認定手続等を定めた「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定)の別紙 CN-01「中華人民共和国向け輸出農林水産物・食品の取扱要綱」を改正しましたので、御了知の上、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。